

## 令和4年第6回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和4年6月24日（金）
- 2 場 所 芳賀町役場教育委員会室
- 3 開 会 午後 時 分
- 4 出席委員 教 育 長 古壕 秀一  
教育長職務代理者 沼能 寿之  
委 員 黒崎 厚央  
委 員 塩野 由子  
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 小林 芳浩  
生涯学習課長 高津 健司  
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題  
議案第23号 区域外就学について  
議案第24号 芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部  
改正について  
議案第25号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>只今の出席委員は、4人です。 定足数に達しておりますので、これから令和4年第6回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 したがって会期は、本日1日と決定しました。 芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。 先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 したがって前回の会議録は、承認されました。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、山口友也委員にお願いします。 教育長事務報告を行います。 &lt;資料に基づき下記の事項について概要報告を行った。&gt; ・第1回栃木県教育委員会人事問題協議会について ・芳賀町小中学校長会定例会について ・学校事故について</p>
古壕教育長	<p>これから議事に入りますが、議案第23号は個人情報が含まれているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 議案第23号 区域外就学についての件を議題とします。</p>
古壕教育長	<p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p>
古壕教育長	<p>議案第24号 芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
野沢書記	<p>(議案朗読)</p>
古壕教育長	<p>高津課長から提案理由の説明をお願いします。</p>

発言者	内 容
高津課長	現在、使用を禁止している町民会館の北側にある芳賀町体育館ですが、祖母井中部地区の区画整理事業によって今年度中に解体されることとなったことから、6月議会で芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例の改正を行いました。したがって、条例と同様に規則から芳賀町体育館の箇所を削除するため改正を行うものです。
古壕教育長	委員の皆様から質問がありましたらお願いします。 確認ですが、第二体育館の名称は変更しないということですか。
高津課長	変更しません。
黒崎委員	この規則は平成28年に制定されていますが、条例は昭和47年に制定されています。規則も条例と同様の時期に制定されたのではないのですか。
高津課長	平成28年にスポーツ振興係が健康福祉課から教育委員会に戻ってきた時に前の規則を廃止して制定しなおしたため、平成28年になっています。
古壕教育長	他にございますか。 (質問なし)
委員全員	それでは24号 芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
古壕教育長	異議なし。 異議なしと認めます。
委員全員	したがって議案24号 芳賀町体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第25号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件を議題とします。 事務局、議案の朗読をお願いします。
野沢書記	(議案朗読)
古壕教育長	高津課長から提案理由の説明をお願いします。
高津課長	囲碁の団体が活動を再開するということで減免申請が出されたので、お諮りします。
古壕教育長	減免の基準は満たしていますか。
高津課長	満たしています。
古壕教育長	委員の皆様からご質問がありましたら、お願いします。
委員全員	(質問なし)
古壕教育長	それでは議案第25号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。

発言者	内 容
古壕教育長	異議なしと認めます。 したがって議案25号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件の件は、原案のとおり可決されました。
古壕教育長	それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。次回は、7月22日午後2時からです。

9 閉 会 午後2時19分